



東京税理士会日本橋支部会報

第139号

平成26年1月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 浅見 達雄

編集人 広報部長 福岡 敏郎

印刷 (株) 税 経



日本の道100選・記念碑（広報部提供）

謹賀新年

本年もよろしくお願いいたします

平成26年元旦

東京税理士会 日本橋支部

支部長 浅見 達雄
副支部長 坂下眞一郎
副支部長 佐々木則司
副支部長 木下 純一
副支部長 若狭 茂雄
総務部長 大澤 昭人
研修部長 青木 久直

広報部長 福岡 敏郎
厚生部長 山科 裕紀
組織部長 高橋美津子
経理部長 石川 勝之
綱紀監察部長 高木 武彦
税務支援対策部長 齋藤 郁夫

東京税理士会

理事 福本 光男
理事 花山 三郎
理事 中沢 勇
理事 滝口 利子
理事 井上 眞一

目次

- ・支部長挨拶 浅見 達雄 ……2
- ・日本橋税務署長挨拶 折木 栄一 ……3
- ・研究論文「我が国の相続関係税制改正の問題点を探る」 赤坂 光則 ……4
- ・越方を振り返って…人生は縁！ 板橋 則雄 ……8
- ・年男・年女

- 大西萬里子、坂本 左、鈴木 毅、結城昌史、安田幸一、中村 歩、桑田光章、萩口義治、山口高志 …… 9
- ・各部だより ……18
- ・支部会員異動のお知らせ ……23
- ・中央都税事務所からのお知らせ ……24



新年のご挨拶

支部長 ^{あさ み たつ お} 浅見達雄

新年明けましておめでとうございます。

平成 26 年度の年頭にあたり、支部会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、輝かしい新年を迎えられたことと、お慶び申し上げます。

昨年は、厚生事業の野球部が春の支部対抗大会で 22 年ぶりに優勝しました。またゴルフ部は、支部対抗大会で 4 位になりました。また他の各部も所属している会員の皆様の活躍で活発な活動を続けて下さっていますこと御礼申し上げます。

研修部は、毎月 1 回を目途に研修会を開催しており、多くの会員の出席を頂いています。

税務支援対策部は税を考える週間、税理士記念日、確定申告時の無料相談会をはじめ、関連団体の要請に基づく各種の相談会に相談担当者の派遣など会員の皆様のご協力により順調に実施できますこと改めて御礼申し上げます。

これらの活動を通じて行っています代理送信の事務に対して、昨年 11 月に挙行されました、納税表彰式において一般社団日本橋青色申告会とともに、折木日本橋税務署長から感謝状を頂きましたこれも、ひとえに会員皆様方のご協力の賜物と感謝申し上げます。

さて、日本経済は安倍首相の経済対策（アベノミクス）の効果によるものか、徐々に明るさをとりもどしつつあると巷では言われています。大企業は多額の内部留保をしておりその投資先の選定に苦慮されているようですが、中小零細企業はいまだ経済効果を実感するまでには至っていません。

株価の上昇、2020 年の東京オリンピック、パラリンピックの開催が決定したこともあり、経済活動が活発になるのではないかと望みが高まりつつあります。このような上昇ムードが本年 4 月から消費税の税率改正が実施されることにより、水の泡とにならないこと願うばかりです。

一昨年の政権交代で見送られた税理士法の改正

は、その後、改正運動を実施しましたが、日本公認会計士協会との合意が前提とされ、数回の会議が重ねられましたが纏ることなく、それぞれの団体が支持する自民党の議員連盟を仲介役にして調整が図られました。

昨年 12 月 3 日に再度会議が開かれ、自由民主党税理士制度改革推進議員連盟会長、自由民主党公認会計士制度振興国会議員連盟会長の立ち合いのもとで、日本税理士連合会会長池田隼啓、日本税理士政治連盟会長小川令持、日本税公認会計士協会会長森公高、日本公認会計士政治連盟会長黒田克司各氏の間でおおむね次の様な内容で合意に至り確認書が取り交わされました。

1. 現行第 3 条第一項及び第二項とは別に公認会計士は会計士法 16 条に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち財務省令で定める税法に関する研修を受講する旨の規定を設ける。
2. 実務補習団体等が実施する税法に関する研修を国税審議会が指定して、試験科目の合格者と同程度の学習を習得する研修とする。
3. 税理士法改正が成立した場合施行は 3 年後として、以後税理士法第 3 条に関してさらなる見直しを求めない。

税理士会が求めていた、弁護士、公認会計士への税理士資格の自動付与を完全に廃止することはないことになります。

国が定めた資格制度で他の資格が自動的に付与される制度は如何なものかと思います。この度の改正が成立すると一定の歯止めはかかりますが、正しい資格制度の姿とは思えません。

この決着に基づいて、早ければ、本年の通常国会で審議され成立するものと思いますが、この度の改正が、納税者の付託に応えることができる税理士制度の改正となることを願ってやみません。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



年頭のごあいさつ

日本橋税務署長 ^{おり き えい いち} 折木 栄一

平成 26 年の年頭に当たり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

浅見支部長をはじめ、東京税理士会日本橋支部の役員の方々並びに会員の皆様には、常日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私どもが税務行政を行うに当たりましては、申告納税制度の基本を支える「適正かつ公平な税務行政の推進」と「納税環境の整備」という国民の皆様からの負託に応え、信頼される税務行政を引き続き行っていくことが重要と考えております。しかしながら、申告件数の増加や国際化・高度情報化などの税務行政を取り巻く環境の変化に伴い、調査・徴収事務が複雑・困難化し、それに見合う定員の増加が見込めない大変厳しい環境の中でこのことを行っていく必要があります。

このため、事務の効率化等の観点から変更が必要なものについては優先的に対応するなど、税務を取り巻く環境変化に的確に対応していくこととしております。

ところで、日本橋支部の会員の皆様には、e-Tax の利用促進に向け、多大な御支援、御協力をいただいております。特に昨年の確定申告期間中には、青色申告会員向けに派遣税理士による代理送信を実施され、顕著な功績を挙げてくださいました。厚く御礼申し上げます。

今後の更なる e-Tax の利用拡大を図っていくため、より一層の御理解とお力添えを賜りますよう、特にお願ひ申し上げます。

間もなく所得税などの確定申告の時期を迎えます。平成 25 年分の確定申告に当たり、日本橋支部におかれましては、無料申告相談をはじめ、多岐にわたり、御支援、御協力をいただくこととなり、大変心強く思っております。

もちろん私共も、確定申告の円滑な実施に向け寄を挙げて全力で取り組んでいく所存であり、本年も

自書申告の定着を基本に、e-Tax や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」といった ICT を利用した申告・納税を一層推進していくこととしておりますので御協力をお願いいたします。

日本橋署におきましては、平成 26 年 2 月 12 日から 3 月 17 日までの間、昨年と同様に麹町署、神田署及び京橋署の 4 署合同で、東京国税局の 1 階共用講堂に申告書作成の合同会場を開設することとしております。

日本橋署管内の納税者の皆様にとっては、申告相談会場が多少遠方となりますので、日本橋支部が行っていただく「無料申告相談」を利用される方も多くなるのではないかと考えられます。「無料申告相談」をご担当いただく会員の皆様にはご負担をお掛けいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

東京税理士会日本橋支部におかれましては、今後とも、「納税義務の適正な実現を図る」という共通の使命の下、良きパートナーとして税務行政に対する一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに当たりまして、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝、御多幸をご祈念申し上げまして、年頭のあいさつとさせていただきます。





我が国の相続関係税制改正の問題点を探る

あか さか みつ のり
赤 坂 光 則



1 相続税法改正の沿革

シャウプ勧告による昭和25年の改正以後についてその主な改正を見ることにする。

シャウプ勧告による改正の特徴は「遺産課税」から「遺産取得課税」に改められたことである。

以来昭和26年、27年、28年、29年と毎年改正され、昭和33年の改正で遺産取得課税を基調としつつ、税額の計算について遺産額を法定相続人が民法の法定相続分に従って相続したものと仮定した場合の税額の合計額を相続税の総額とする現在の計算方式になった。

この時の遺産に係る基礎控除と税率は次のとおりである。

◎遺産に係る基礎控除～

150万円+30万円×法定相続人数

◎税率～ 20万円以下10%～1億円超70%の13段階

その後、昭和37年、39年、41年、48年、50年、63年、平成4年、6年、15年に遺産に係る基礎控除や税率の改正が行われました。

したがって、現在は遺産に係る基礎控除の改正は平成6年以降21年ぶりの改正で、税率も平成15年の改正以来12年間ぶりの改正である。

2 平成 25 年の相続税改正の内容

(1) 相続税法改正の内容

相続税の課税ベース及び税率構造について、次の改正が行われます。

イ 相続税の基礎控除

	現 行	改正後
定額控除	5,000万円	3,000万円
比例控除	1,000万円×法定相続人数	600万円×法定相続人数

ロ 相続税の税率構造

現 行	改正後 (控除額)
1,000万円以下の金額10%	1,000万円以下の金額 10%(－)
3,000万円〃 15%	3,000万円〃 15%(50万円)
5,000万円〃 20%	5,000万円〃 20%(200万円)
1億円〃 30%	1億円〃 30%(700万円)
	2億円〃 40%(1700万円)
3億円〃 40%	3億円〃 45%(2700万円)
3億円超の金額 50%	6億円〃 50%(4200万円)
	6億円超の金額 55%(7200万円)

(注) 上記の改正は、平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

(2) 小規模宅地等の改正の内容

① 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を330㎡(現行240㎡)までの部分に拡充する。

② 特例の対象として選択する宅地等の全てが特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等である場合には、それぞれの適用対象面積まで適用可能とする(完全併用)。

なお、貸付事業用宅地等を選択する場合における適用対象面積の計算については、現行どおり、調整を行うこととする。

③ 一棟の二世帯住宅で構造上区分のあるものについて、被相続人及びその親族が各独立部分に居住していた場合には、その親族が相続又は遺贈により取得したその敷地の用に供されていた宅地等のうち、被相続人及びその親族が居住していた部分に対応する部分を特例の対象とする。

④ 老人ホームに入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等は、次の要件が満たされる場合に限り、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして特例を適用する。

イ 被相続人に介護が必要なため入所したものであること。

ロ 当該家屋が貸付け等の用途に供されてい

ないこと。

(注) 上記①及び②の改正は平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、上記③及び④の改正は平成26年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

3 相続関係税制改正の問題点と特徴

(1) 相続税法改正の問題点

上記の改正による相続税額を比較してみることにする。

仮に、配偶者と子2人の場合の相続税額の比較を示すと次の通りになる。

◎遺産に係る基礎控除と税率の改正による比較

遺産額	現 行	改正後	増税額
1億円	200万円	630万円	430万円
2億円	1,900万円	2,700万円	800万円
3億円	4,600万円	5,720万円	1,120万円
5億円	11,700万円	13,110万円	1,410万円
10億円	33,300万円	35,620万円	2,320万円

(2) 小規模宅地等改正の問題点

① 平成22年改正の問題点

(イ) 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（現行200㎡まで50%減額）を適用対象から除外されたことによる課税価格の相違。

宅地等		改正前		改 正	
		上限面積	減額割合	上限面積	減額割合
事業用	事業継続	400㎡	▲80%	400㎡	▲80%
	非継続	200㎡	▲50%	—	—
不動産貸付	事業継続	200㎡	▲50%	200㎡	▲50%
	非継続	200㎡	▲50%	—	—
居住用	居住継続	240㎡	▲80%	240㎡	▲80%
	非継続	200㎡	▲50%	—	—

従来は特定要件を満たさない場合でも、最低200㎡まで50%の減額を受けることができたが今後は認められなくなった。

<改正事例 1>

敷地 200㎡、100万円/㎡、

借地権割合70%、借家権割合30%、

別居の親族取得（自宅所有） 200㎡

◎ 改正前（平成22年3月31日までの相続開始）

・居住用敷地 100㎡×100万円＝10,000万円

・貸家建付地100㎡×100万円×(1－70%×30%)
＝7,900万円

10,000万円＋7,900万円＝17,900万円

17,900万円×50%＝8,950万円（課税価格）

◎ 改正後（平成22年4月1日以降の相続開始）

・居住用敷地 100㎡×100万円＝10,000万円(A)

・貸家建付地100㎡×100万円×(1－70%×30%)
＝7,900万円

7,900万円×50%＝3,950万円(B)

10,000万円(A)＋3,950万円(B)

＝13,950万円（課税価格）

この事例による課税価格の増加額；

13,950万円－8,950万円＝5,000万円

(ロ) 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定することとなった。すなわち、一部取得の取り扱いが廃止されたことによる課税価格の相違は次のとおりとなる。

<改正事例 2>

敷地 240㎡、100万円/㎡、

配偶者取得24㎡、別居の親族取得216㎡

◎ 改正前（平成22年3月31日までの相続開始）

・居住用敷地 240㎡×100万円＝24,000万円

24,000万円×20%＝4,800万円（課税価格）

◎ 改正後（平成22年4月1日以降の相続開始）

・配偶者取得敷地 24㎡×100万円＝2,400万円
2,400万円×20%＝480万円(A)

・別居親族取得敷地

216㎡×100万円＝21,600万円(B)

480万円(A)＋21,600万円(B)＝22,080万円（課税価格）

この事例による課税価格の増加額；

22,080万円－4,800万円＝17,280万円

(ハ) 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算することとなったことによる課税価格の相違は次のとおりである。

<改正事例 3>

敷地 240㎡、100万円/㎡、借地権割合70%、

借家権割合30%、配偶者取得 240㎡

- ◎ 改正前(平成22年3月31日までの相続開始)
- ・居住用敷地 $60\text{m}^2 \times 100\text{万円} = 6,000\text{万円}$
 - ・貸家建付地 $180\text{m}^2 \times 100\text{万円} \times (1 - 70\% \times 30\%) = 14,220\text{万円}$
- $$6,000\text{万円} + 14,220\text{万円} = 20,220\text{万円}$$
- $$20,220\text{万円} \times 20\% = 4,044\text{万円(課税価格)}$$
- ◎改正後(平成22年4月1日以降の相続開始)
- ・居住用敷地 $60\text{m}^2 \times 100\text{万円} = 6,000\text{万円}$
 - $6,000\text{万円} \times 20\% = 1,200\text{万円(A)}$
 - ・貸家建付地 $180\text{m}^2 \times 100\text{万円} \times (1 - 70\% \times 30\%) = 14,220\text{万円}$
 - 適用面積 ; $200\text{m}^2 \times (1 - 60\text{m}^2 / 240\text{m}^2) = 150\text{m}^2$
 - $14,220\text{万円} \times 150\text{m}^2 / 180\text{m}^2 \times 50\% = 5,925\text{万円(B)}$
 - $14,220\text{万円} \times 30\text{m}^2 / 180\text{m}^2 = 2,370\text{万円(C)}$
 - $1,200\text{万円(A)} + 5,925\text{万円(B)} + 2,370\text{万円(C)} = 9,495\text{万円(課税価格)}$
 - この事例による課税価格の増加額 ;
 - $9,495\text{万円} - 4,044\text{万円} = 5,451\text{万円}$

② 平成25年改正の問題点

<改正事例 4>

居住用敷地 330m^2 、100万円/ m^2 、
事業用敷地 400m^2 、100万円/ m^2

- ◎改正前(平成26年12月31日までの相続開始)
- ・事業用敷地
 - $(400\text{m}^2 \times 100\text{万円} = 40,000\text{万円} \times 80\%) = 32,000\text{万円}$
 - $400\text{m}^2 \times 100\text{万円} + 330\text{m}^2 \times 100\text{万円} - 32,000\text{万円} = 41,000\text{万円(課税価格)}$
- ◎改正後(平成27年1月1日以降の相続開始)
- ・事業用敷地
 - $(400\text{m}^2 \times 100\text{万円} = 40,000\text{万円} \times 80\%) = 32,000\text{万円}$
 - ・居住用敷地
 - $(330\text{m}^2 \times 100\text{万円} = 33,000\text{万円} \times 80\%) = 26,400\text{万円}$
 - $400\text{m}^2 \times 100\text{万円} + 330\text{m}^2 \times 100\text{万円} - 32,000\text{万円} - 26,400\text{万円} = 14,600\text{万円(課税価格)}$
 - この事例による課税価格の減少額 ;
 - $41,000\text{万円} - 14,600\text{万円} = 26,400\text{万円}$

(3) 相続関係税法改正の特徴

相続税は他の税と比較して決定的に異なる性格がある。

それは、同一人（法人を含む、以下同じ）に対して2度と課税されることがない。

ということである。

他の税、即ち贈与税も、所得税も、法人税もそ

して消費税など何れの税金も改正が行われた場合、同一人が均しくその影響を受けるのである。

即ち、贈与税であれば、改正によって税金が引き下げられることが予定されれば改正後に贈与する選択をすることが可能である。所得税や法人税あるいは消費税も改正によって同一人が均しく影響を受けて適用されるのである。

一方相続関係税はその改正が行われた場合、相続開始の時点によってその改正を適用されることになる。上記の改正事例で言えば平成22年3月31日に相続開始した場合と平成22年4月1日に相続開始した場合で多額の相続税の納税額が異なることになるのである。

相続税の改正が予定されるからといって相続開始日を任意に選択することができないのである。

ここが他の税金と決定的に相違する相続税の特徴である。

このような特徴を有する相続税の改正を他の税制の改正と同一手法で行われている現在の税制改正の在り方に課税の公平は決して保たれるものではない。

4 相続関係税法改正の在り方

相続に関する税制改正の問題点と特徴を考えると、この解決には次のことを考慮して行われなければならない。

(1) 相続関係税の改正は長期的に行うべきである。

相続開始の日即ち人の死亡は何人といえども任意に選ぶことができないのである。従って、相続税の改正にあたっては何よりも長期的視野にたって行わなければならない。

現にアメリカではブッシュ大統領の下で、次の所謂ブッシュ減税が行われたが共和党の2010年のゼロ政策は2001年から10年に亘って実施されていることは周知の通りである。

2001年に2010年の税制を決めたこの法案は正に長期的視野に基づいて実施されたものの代表例である。

これを我が国の相続税の改正で見ると残念ながら短期的視野で行われているものと思わざるを得ない。

(2) 相続関係税の改正は計画的に行うべきである。

ここで今一度我が国の相続税の改正の足取り

を見ることにする。

◎遺産に係る基礎控除の改正

昭和33年改正で150万円+30万円×法定相続人数から平成27年改正の3000万円+600万円×法定相続人数まで9回改正されたのに対して、今回の改正はなんと21年ぶりの改正であり、遺産に係る基礎控除額としてはなんと30年以上前の時代の金額に戻ることになる。

また、税率の改正でも

昭和37年改正 10% (20万円以下) ～

70% (1億円超) 13段階から

平成27年改正 10% (1000万円以下) ～

55% (6億円超) 8段階まで7回の改正をしており、今回の税率の改正も12年ぶりとなるのである。

このように遺産に係る基礎控除の改正も税率の改正も計画的改正とは到底言い難い。

5 結び

税制改正は毎年のように行われているし、今後も行われるであろう。

このことは時代の要請や財政の状況でやむを得ないことであろう。

既に述べたとおり、贈与税や法人税、所得税そして消費税など多くの税制は毎年改正されたり必要に応じて改正されることには改正の問題は生じ

ない。

しかしながら相続関係税は他の税金と大幅に異なる性格を有するところは、同一人に対して二度と課税されることがない一生に一度の税制である特徴をもっている。

このような性格を持つ相続税が、長期的かつ計画的に行われないと大幅な課税の公平を損なうことになるのである。

税制改正のなかで何よりも重要な要素は課税の公平が保たれていくことである。

強調したのは、改正を行うべきでないと主張しているのではなく、長期的、計画的に改正しなければならないと主張しているのである。

相続税関係の改正は、例えば小規模宅地等特例の改正で見ても、平成22年の改正で

1億7千280万円もの課税価格が、1日の違いで発生したり、2,320万円もの相続税額の違いが1日の違いで発生する。又、平成25年の改正でも2億6千400万円の課税価格の減少が同じく1日の違いで発生する。このようなことは到底許されるものではないことを銘記しなければならない。

当局の今後相続税関係法規改正の検討を強く願うものである。

併せて読者諸先輩、諸先生のご異論、ご反論を希望するものである。

感謝状を頂きました

平成25年11月15日の納税表彰式場にて日本橋支部が、国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用促進に多大な貢献があったとして、日本橋税務署長から表彰されました。

これも、電子申告推進委員をはじめとする各先生のご尽力の賜物です。感謝申し上げます。



越し方を振り返って …人生は縁！

いた ばし のり お
板 橋 則 雄



平成26年甲午年、私も人生72年目を迎え、税理士業務も廃止状態となりますので、これを機にこれまでの人生を思い出すままに綴ってみたいと思います。

私は昭和17年10月、赤城山をはるかに眺望する群馬県利根郡久呂保村（現在昭和村）で、貧農の8人兄弟の三男として生まれました。中学校までの田舎の生活はといえば、休みというと、畑の草むしり等農作業の手伝いをさせられ、楽しみといえば夏祭り等のお祭りの時に、飴やキャンディー等のお菓子を買って貰って食べることでした。

高校は昭和33年4月、姉が嫁いでいた、墨田区吾嬬町（現在立花町）にあった向島工業高校定時制機械科に入学しました。両親から、大学には出してやれないので、技術を身につけて早く就職してくれという事でした。

その間、姉の嫁ぎ先は酒屋だったので丁稚小僧を一年間やり、次に近くの町工場で、旋盤、ミーリング等の職工も1年半くらいやりました。その次は、工高の先輩の紹介で明治大学の教職員組合に入り、ガリ版刷り配達等のアルバイトをして、昭和37年3月卒業しました。

大学は工高の4年間で自分は機械関係は向いていないと思い、就職してもダメだと考えて、働き乍ら二部の文化系に行きたいと両親に話して、何とか明治大学商学部の二部に入学することができました。その後、商学部に入ったからには何か資格を取らなければならないと思い、昼間は会計事務所に入り、機械科出身で簿記のボの字も知らなかったものの、少しずつ覚えた訳です。当初の会計事務所に入って一年後、縁あって現在の日本橋会計事務所に入ることができました。一年後、大学の一部（昼間）に転部（2年間）しましたが、昭和41年卒業後再び入所し、平成25年12月まで48年間勤務することとなった次第です。

以来、仕事、勉強に励み、昭和43年12月、税理士試験に合格し、44年4月に日本橋支部に入会し、税理士業務従事が45年となる訳であります。

支部に入ってから、渡部至先生、増田昌弘先生の紹介で、野球部、青税、新人会等に入ることができ、多くの先輩、仲間と知り合いになり、交流を通じて様々な勉強、経験をさせて頂きました。

そんな中で思い出すのは、昭和50年6月、初めて支部幹事となり厚生部所属となって参加した行事が50年10月に行われた、支部会員、家族、職員を対象にした筑波山巡りの日帰りバス旅行でした。千代田村での栗拾い、バスの車中で私も含め殆どの人が歌を唄ったりした楽しい旅行が思い出されます。その時に中島美和さんも参加していました。

その他野球部では、練習後の飲み会、麻雀、旅行等楽しく愉快地遊んだ事も思い出します。

また、昭和52年7月25日から1週間、故中島重敏さんが台湾の高雄中学出身で、同窓会があるから行かないかとの話があり、故井上保さん、増田昌弘さん始め5人で初めての海外旅行に行った事です。台北到着前日に何十年ぶりかの台風が来た後で、相当の被害があり、雨模様の日が多く大変な旅でした。特に帰国前日の高雄から台北へ戻る日は大雨で、途中道路の真ん中に大木が倒れていて、バスに乗っていた私を含めた若い人5～6人でズブ濡れになり乍ら片付けた事等が記憶に残っています。その外全国青年税理士連盟では、昭和53年7月から55年7月まで総務部長として、他の執行部4人と共に、税務官庁の天下り問題、税理士法改正と最も忙しい時期に決起大会、国会陳情、夜遅くまでの作業、又全国を駆け回ったりして忙しい日々を過ごしました。この時に一緒に活動した仲間とは以後何でも話せる仲となり、現在も毎年1回夫婦連れで旅行をしています。

次にまた支部に戻りますと、昭和60年頃よりカラオケブームになって来たのに合わせ、支部でも謡曲部と一緒に歌舞音曲部ができ、中島重敏さんが部長になりました。

昭和61年9月に第1回カラオケ発表会を開催してから昨平成25年10月第28回発表会まで、連続出場

28回は私1人だけとなりました。その他平成9年6月、副支部長兼広報部長になってから、平成10年6月に「支部創立50周年記念誌」を中心になって発行したこと、またそれまでの「わが夫（妻）を語」るシリーズをやめて、「私のあしあと」シリーズを始めたこと等が今も、懐かしく鮮明に思い出されます。

まだいろいろありますが、ウブで内気で真面目

なだけの何の取り柄もない私ですが、何とか大過なく人生を送ってこられたのも、先輩、友人その他いろいろの人との出会い、不思議な縁のお陰と感謝の思いで一杯です。

消費税増税、マイナンバー法の施行、税理士法改正等いろいろありますが、まずは健康第一に、趣味、ハイキング等楽しい人生を送って行きたいと思っております。

2014 新春随想

年男・年女



「黄昏の輝き」から…

おおにし まりこ
大西 萬里子

今回原稿の依頼をいただき、思えば12年前、開業直後、年女ということで「黄昏の輝き」というタイトルでこのページを書かせていただいたことを思い出します。

今回再びお話をいただき、読み返してみましたところ、税理士としてこの世界にデビューしようとする、怖いもの知らずの意気揚々、意欲満々の内容で赤面の至りです。

開業はしたものの何もわからない未熟者で、仕事をするという状態ではなく、専門学校に通って必死で税法の勉強する日々でした。

勉強といえば、自分で言うのもおこがましいのですが、私は人生で自分でもよく勉強したと思う時期が3回ありますが、そのうちの1回がこの時期の5年間です。

若い受験生と席を並べて講義を聞き、一緒にテストを受け、さっぱりできずに悔しいというより情けない思いを繰り返していました。しかしそのことで自分はいかにわかっていないか自覚でき、再度解き直すことで少しずつ理解していったように思います。

講義の帰りには毎回質問をして、先生もまたあの「しつこいばあさん」に捕まったと、内心辟易されていたかもしれませんが、その時しっかり教えていただいたおかげで、今も基本の部分に疑問を感じたときは、テキストを開いて確認しています。このころ

は旅行先や飛行機の中でもテキストを離さなかった記憶があります。

もう1回は30代、職場で管理職試験を受験した時です。3人の子供を育てながら、夜中2時、3時まで勉強するのはなかなか大変でした。

今の時代は女性管理職も珍しくありませんが、当時、私の職場では2000人余の女性職員の中で、管理職に就いていた先輩の女性はたった一人という時代でした。管理職になって私のやりたかったことは、職場の40%を占める女性職員の活力を引き出すことでした。長い職員時代の経験や子育ての経験から女性どうし共感しあうことも多く、意識改革というほど大層な影響力はないまでも、自己実現を図ろうとする女性職員に、何らかの示唆を与えられたのではないかと勝手に考えています。

その後、係長試験、主任試験と昇任制度が整備され、多くの女性職員が普通に受験するようになり、現在では取り立てて言うほどの話ではなくなりました。今、政府で成長戦略の一つとして「女性の活用」に取り組んでいます。かつての職場で多くの女性が活躍している姿を見るのは、私にとってとても嬉しいことです。税理士会でも女性の先生方が、いきいきと活躍されている姿を拝見して心強く感じている次第です。

最後の一つは通信教育で大学を卒業した時のことです。

次男を背負って卒論を提出に行ったとき、事務の方に「卒論は本人が提出してください。」といわれ、「本人です」と答えたら、まじまじと見つめられたことを思い出します。このことから仲間には私が赤ん坊を背負ってスクーリングに通ったという、とんでもない逸話を残されてしまいました。実際にはそ

のようなことは一度もありません。

ただそこに至るまでには、卒業か除籍かを迫られるほどの年数がかかり、つくづく強い意志を持続けることの難しさを感じました。

よく主人に「あんたは勉強好きだから」と言われます。決してそういうことはありませんが、これまでのこうした勉強が繋がって、今日、この年齢になっても税理士として、なんとか仕事を続けさせていただいていることを思うと、ほんの少しばかり若き日の自分を、褒めてあげてもいいかなという気持ちになります。

年々歳々花相似たり、歳々年々人同じからず……と申します。

次回の干支には私は 80 代半ばとなります。もしかしてこれから新たに真剣に取り組みたいものが見つかり、4 回目の勉強の時期を迎えることができ、年女として前回のような意欲満々の原稿を載せていただけるようであれば、その時こそ私の人生の中で、まさに「黄昏の輝き」となるでしょう。そしてその勉強はこれまでの所謂「勉強」ではなく、残された人生を心豊かに生きるための宝物であってほしいと願っています。

そんな私の耳に聞こえてくるのは、孫たちの「おばあちゃん、やるなら今でしょ！」



干支の話

さかもと たすく
坂元 左

今年の干支（えと）は「甲午（きのえうま）」ですが、ほとんどの人が、甲を省略して、午年（うまどし）といいます。

この甲の方は十干の一つであり、午の方は十二支の一つで、あわせて十干十二支。これを縮めて干支といっています。

十干は中国の紀元前 13~14 世紀の殷（いん）の時代から行われている日を数える方法で、甲（こう）、乙（おつ）、丙（へい）、丁（てい）、戊（ぼ）、己（き）、庚（こう）、辛（しん）、壬（じん）、癸（き）があり、1 月を上、中、下旬に区分した場合に、第一日を甲、第二日を乙……と決めていました。この使い方から、ものの順番にも使われるようになり、太平洋戦争前の小学校では、通信簿の成績欄に、修身甲、国語甲、算術甲、唱歌乙……など表示されました。乙がつけられます

と、アヒルをもらったと仲間内の用語でしゃべったものでした。現在でも、甲、乙は使用されています。例えば、酒税法では、無水アルコールを原料として製造した焼酎を甲類焼酎、芋、米、麦、そば等を原料として蒸留法により製造した焼酎を乙類焼酎としています。酒税法が立法された当時は、現在のような乙類焼酎のブームがなかったので、製造量の多い甲類焼酎を甲として区分したものでしょう。

十二支は十干と同じく中国の殷の時代、農耕に必要なため、木星の回転周期の 12 年をもとにつくられたといわれており、子（し）、丑（ちゅう）、寅（いん）、卯（ぼう）、辰（しん）、巳（し）、午（ご）、未（び）、申（しん）、酉（ゆう）、戌（じゅ）、亥（がい）で構成されており、年、時刻、方角を表す用語として使用されています。

これらの用語は、農耕や生活に当たって必要でありましたが、一般庶民にはなかなかなじめなかったもので、漢の時代に、子は鼠、丑は牛、寅は虎、卯は兎、辰は竜、巳は蛇、午は馬、未は羊、申は猿、酉は鶏、戌は犬、亥は猪として十二支を動物名で呼ぶことになりました。

これらの動物（想像上の竜を含めて）は、古代中国ではポピュラーなものであったと考えられます。猫が入っていません。猫は古代エジプトのクレオパトラがペットとして愛していたといわれていますが、中国では、猫は家畜としても、ペットとしても一般的ではなかったのでしょうか。そのほか身近なものとしては、鹿、熊、狐、狸、鶴、鳥、魚類とあげればきりがありませんが、12 という定員があって落選となったのではないのでしょうか。

さて、中国では天地間の万物をつくりだすのは陰と陽の二気であるとして、物事を陰のものと陽のものに区分します。十干十二支を陰陽に区分すると次のようになり、陽干と陽支、陰干と陰支とが結びつきます。

十干の陽 甲、丙、戊、庚、壬

十干の陰 乙、丁、己、辛、癸

十二支の陽 子、寅、辰、午、申、戌

十二支の陰 丑、卯、巳、未、酉、亥

この十干十二支の結びつきは、甲子から始まり、次は乙丑、丙寅、丁卯と続きます。

「き」とか「ひ」とかは「陰陽五行説」によるもので、五行説は中国の戦国時代に唱えられたもので、木は火を生じ、火は土を生じ、土は金を生じ、金は

水を生じ、水は木を生ずるとするものです。「え」と「と」は兄弟という意味で、「え」は十干の陽につき、「と」とは十干の陰につきます。そこから十干十二支を「えと」というようになりました。

このような組合わせでいきますと(十干の陽5×十二支の陽6)=30、(十干の陰5×十二支の陰6)=30の合計60の組合せができますので、60年たつと、また一から始まるということとなり、61年目が還暦といわれているのです。

高校野球で有名な甲子園球場は、大正13年(1924年)の甲子の年に建設されたことから甲子園球場と命名されたものです。

私は昭和5年(1930年)の午年の生まれで、誕生日がきたら84歳となります。ここまで長生きできたのは、父母およびその先祖のDNAのおかげと思いますが、また、神様や皆様のおかげによるものです。すべてに感謝して今後も暮らしていきたいと思っています。



演歌を楽しみましょう

すず き たけし
鈴木 毅

皆さん 新年おめでとうございます。

私は、12年一巡の干支で6回目という齢72歳を今ここに迎えられたことを素直に喜んでいます。

子供の頃には、人生50年を地でいった50歳にして「隠居」を宣言したおじいちゃんが、珍しくありませんでした。

この72歳をカラ元気でも迎えられたことを夢のようなことだと思っています。

現在の日本人の平均寿命は、男性でも79.94歳で、女性はなんと86.41歳と世界一だそうです。私も、6年後の東京オリンピックは勿論、品川名古屋間を40分で走るというリニアモーターカーにも乗ってみたいと思います。その為にも、元気で長生きしたいです。

ところで出身地へ戻ってみると、いろいろな地域への奉仕の役が回ってきます。そんな場へ出てみると、今までとは別の世界が見えてきて、結構楽しいものです。

地方でも、ビール、清酒はもとより、今ではワインにも口うるさい人が出てきて、飲みニュケーション

ンが盛んです。酒席の延長は、カラオケの時間です。皆さんがマイクを握ります。

カラオケでは、誰もが歌手です。上手い下手に関係なく声を出して体でリズムをとって歌えば、勇躍した力が湧き出てくるのが不思議です。心が弾んで、とても楽しいひと時となっています。

なかでも、上手い人の歌は、歌の心が伝わってきます。詞の言葉の一言ひとことが、はっきり聞こえてきますし、テンポや音の強弱のつけ方が、作詞者、作曲者が訴えたいと思っている箇所を見極めて、そこを最高潮にもっていきます。

私は、カラオケでは「ド演歌」が大好きです。上手に歌う先輩にいろいろと教えてもらいます。

演歌は、字の如く人生の喜怒哀楽を四分前後のドラマとして歌で演じるものだとのこと。

幸せ演歌も良いのですが、でも、どちらかといえば、私は哀愁に満ちた幸せ一步手前で行ったり来たりのもどかしく揺れるおんなごころを主人公にした、繊細な表現を求められる方が好きです。登場人物になり切れ！と言われても、とても及びませんが…。

カラオケに興味を持つようになって、いつの間にかテレビ、ラジオでの演歌の番組にチャンネルを合わせている自分がいます。プロの歌手は、観たり聞いたりすればするほど本当にすごいな一と思います。艶やかでスケール感のある歌い方、その表現力、説得力はさすがお金をもらえるお方という感じで、歌ごころはもとより、顔の表情も安心感を与えてくれるので、思わずその歌の中へ引き込まれてしまいます。トークをしていて直ぐに長い歌詞を笑顔で歌ったり、お客さんと握手をしながら、会場を回りながら歌うなんて、もはや、神業としかいいようがありません。尊敬します。

演歌では、示唆に富んだ歌詞が多くて、華々しく咲く花もあれば、日陰にじっと咲く、黙って咲いている、そんな花の強さを題材にしているものもあります。人生に重ねてみると、かけがえのない愛おしさや、慎ましくも芯の強さに味わい深さをしみじみと感じ入ります。人の世は、川の流れにも似て、ままにならない浮き世川です。

演歌は、簡単なようでも本当は奥深くて難しいものだなあと感じます。日本料理あるいはワインやお酒を口に含んだときの五感の作用と相通じていると思っています。本年も健康に留意して演歌を楽しみながら日々過ごしたいと思っています。



私の『バブル』回想録

ゆう き まさ し
結城昌史

いつの間にか、また年男である。さらに、「にほんばし」への年男・年女の寄稿は二回目である。私の干支は丙午。同じ干支の会員は日本橋支部に所属する約950名のうち13名だけとか、平均20名前後の計算なので、やはり出生数が少ない影響なのかは知る由もない。

そんな私が、わずか(?)十二年の間に刻んだのは、額の皺と年齢と、ゴルフ場の芝ぐらいであり、周りの人に誇れるようなものは、何も刻むことはなかった。何も… …やはりない。

と、終わらせるわけにはいかないので、今年の激戦の「流行語大賞」を獲得した『半沢直樹』から(この原稿を書いている時点では、まだ「大賞」が発表されていませんので、はずれていたら御免なさい。「お・も・て・な・し」も良いと思うし、「じぇいじぇい」もありか?)、時代背景を拝借したいと思う。

ちょうど私の学生時代は、バブル景気真っ只中の昭和の終りから平成の幕開けの時代であった。就職戦線にも異状があった。同輩のなかには、一学年上の先輩達にはありえなかった四大証券に就職した者も、さらには、十三都市銀行に入行した者もいた。証券マンになった者は、冬のボーナスで新車を購入したと言っていた。まさに『オレたちバブル入行組』を地で行くようなものであった。そんなバブル紳士の後日談は、皆さんが知るころであろう。

学生時代は、運動部にどっぷり浸かり、「さて、これからは税理士試験の受験勉強でも始めようか?」などとゆっくり考えていた私には、もうすでに、手の届かないような浮世離れした話であったように思った。そんなバブル世代に目もくれず(?), 楽しみながらも、苦しい受験勉強を続けていたわけではあるが、その当時、聞きかじったところによれば、余程の危ない橋を渡ってしまった税理士(多分、あちらに行ったきりで戻らなかったのだろう)もいたようではあったが、概ね、よい時代を過ごした方が多いのではないのでしょうか? これからは、わかりませんが。

就職活動の方法も随分様変わりしたようだ。その

昔は、4年生になるとリクルートから送られてくる企業情報から希望企業を見つけ、「資料請求ハガキ」を送っていた。しかも、就職解禁日は、大学4年生の10月1日。まっ、その日が内定日だったりもしたようだが…。翻って現代の就職戦線事情はというと、3年生の12月から解禁され4年生の夏前には決まっているという。その時期に決まっていなくて就職浪人や就職留年、大学院進学を考えなければならない。そんな厳しい就職活動が続けるのか、独立独歩の資格の道を行くのかを矢張り若い人は考えて欲しい。

税理士試験の受験者数は、この10年間で見ると平成16年の5万6千人をピークに平成24年度は4万8千人と減少傾向にある。実に15%も減少しているのだ。就職が厳しい時代には公務員試験の倍率が上昇するという。少し雪解けのように思える就職戦線であるが、依然厳しい状況が続くのであれば、自分の道は自分で拓くという若者がもっと増えても良いと思うのだが、いかがだろうか?(司法試験のように、想定外の合格ルートが増えるのは考え物だが、おっと、ここら辺りは随分ナイーブな問題も含んでいるようなので、ここまでにしておいて。)

そうは言っても、まだまだ、馬車馬のように働かなければならないようだ。(やっぱり、バブって楽隠居したかった、かな?)



最近感じたこととして

やま ざき けん
山崎 健

歳を重ねるごとに、カレンダーの行事に関心が疎くなり、来年が自分の干支の午ということは当然認識しておりましたが、それ以外には単に年が変わり月日が経つのが早いなと思う思いくらいしかありませんでした。そんな中支部より原稿の依頼が来まして、殆ど何も考え感じておりませんでしたので、恥ずかしながら今まで午年と言うのも由来や何かをあまり深く考えることすらありませんでした。

今回の原稿を書くにあたり、午年と言うのを調べて見ましたら、私の生まれた昭和41年の午年は馬の中でも「天馬又は神馬」と言われるそうで、馬と言うと人を乗せ実用的なイメージを持ち、諸説ありますが神様を乗せる飾り馬だったそうです。

題材探しのために、少し過去の午年などをネットで調べてみたら、昨日のような懐かしい思い出の記事などがあり、ホント月日が経つのは早いと感じました。また数年前に高校時代の同級生仲間と三十年ぶりくらいに会うことがありまして、皆、立派におじさんになっていましたが、高校時代の懐かしの笑いと楽しさが今も変わらずあり、お酒の時間を忘れさせ年に2回ほど集まるが楽しみのなっております。

私も日本橋支部にお世話になり早15年が経過し、ご存じの通り日本橋と言う土地は都心であり歴史と新しいものが混在するところでもあり、知人より銀座や新宿での事務所のお誘いも受けましたが、私にとっては日本橋と言う魅力が勝ってしまう所でもあります。お昼に時間があると隅田川の遊歩道を散歩すると、お弁当を食べている近隣のサラリーマンなども多く、永代橋のバックにスカイツリーの景色は何とも言えぬ最高の気分転換にもなっております。

去年は地方への出張の機会が多く、自宅で朝4時に起きたら午前10時には北海道の札幌で仕事をし、またある時は新潟のホテルの美味しいコシヒカリのご飯朝食を食べたと思ったら、昼食は茅場町の交差点の小諸そばを食べている日常があり、日本の狭さなのか？それとも交通手段が格段に良くなったのか？と考えてしまいます。特に感じるのが復路の飛行機などは往路に比べ偏西風の関係もあり先日鹿児島から羽田への飛行機などは、本来の飛行時間は1時間40～50分なのに水平飛行している時間自体は1時間くらいだったのでビックリしてしまい、これでリニアが開通したら名古屋圏は通勤圏内にもなり、私は千葉の船橋在住で駅からバス利用なのですが、完全に名古屋からの方が通勤時間も短くなってしまいますね。

最近特に思い実践はしていることは、事務所に相田みつをさんの小さい日めくりカレンダーを掛けてあり、毎日その教えを心に刻み実践するようにして生活しております。

去年の一時期の流行語にもなった「今でしょ！」という言葉は、物事に対しての即時処理を心掛けさせ、期限付きの仕事が多い中で、自分には言い訳はできませんのでこの実践は自分を良い方に導いてくれています。

私は朝方タイプのため早朝の電車に乗り事務所

に来ておりますが、月日を重ねるごとに朝の電車は混んできているように感じます。早朝会議や残業の削減の一環などもあるようで、朝の方が効率も良いと言う話を経営者の方からも耳にします。

毎日早起きし、その日その日を大切に一生懸命活動し、隅田川沿いの散歩や地方への出張も気分転換にもなっておりますので、ストレス生活の多い現代において私は少し無縁なのかな？と思っております。

仕事柄色々な方に相談させて頂きアドバイスを頂けることに感謝し、顧問先の経営者の方々からも色々なお話が聞けることに感謝し、本年も色々な方に助けられることと思いますが、私もその方々に少しでもお役立ちができるよう毎日を一生懸命に過ごしたいと思います。

最後に本年も皆様にとりご多幸の多い良い一年でありますことを願い失礼します。



ひのえ うま
丙午の年男

やす だ こう いち
安田 幸一

皆さま、明けましておめでとうございます。

今回で4回目の年男となりました。1966年生まれの丙午（ひのえうま）です。

丙午と言え、丙午の女性は気性が激しく云々という迷信があることで有名ですが、私が生まれた1966年当時は、まだこの迷信の影響が残っていたようで、新生児出生数は前年比25%減の136万人でした。日本の人口ピラミッドを見ると1966年だけ凹んでいます。今、この迷信を気にしている人はあまりいないと思いますが、ちなみに、1966年生まれの女性の代表的人物として、文仁親王妃紀子さまが挙げられると思います。私としては、紀子さまをはじめとして、実際は他の干支より優しい女性が多いのではないかとと思っています。

その1966年がどんな年だったのか、ちょっと調べてみました。

・日本の人口が初めて1億人を突破（現在、約1億2700万人。）

・国家予算は4兆3142億7,000万円で「予算でいい世になれ」というゴロ合わせが付けられていました。（2013年度：92兆円。大蔵省の不祥事が影響し

てか 1997 年度以後ゴロ合わせは発表されず。)

・国債残高は 9,000 億円 (2013 年 9 月現在 839 兆円で、なんと 1966 年の 900 倍以上。)

・法人税率は 35% (現在: 25.5%)

・ビートルズ来日、笑点の放送開始など

終戦の 21 年後、東京オリンピックの 2 年後という時代でした。

昨年 11 月に、そんな 1966 年生まれが集う高校の同窓会がありました。高校卒業後 28 年目にし、初めての同窓会で、260 人以上が集まったの盛会になりました。今や大女優の域に達したと思われる鈴木さん、サッカー日本代表の長友選手をサイドバックにコンバートしたことで知られる明大サッカー部監督の神川君、湘南ベルマーレで中田ヒデとともに活躍していた公文君をはじめ懐かしい面々が集まりました。

高校卒業以後、初めて会う旧友も多くいる中、半分以上の人から「今でも麻雀やってるの?」と聞かれました。どうも、高校時代の私は、麻雀ばかりやっていたという印象だったようです。(部活も関東大会に出られるくらい頑張っていたのですが。)確かに、暇を見つけては麻雀をしていたので、おかげで腕も大分あがったように思います。その結果、大学では相手が見つからず、麻雀をやる機会も減ってしまいました。もし、大学でも同じペースで麻雀を続けていたら、税理士になっていなかったかもしれません。大学で相手が見つからなかったのは、麻雀仲間も同じようで、高校卒業後ほとんどやらなくなってしまったと話していました。この同窓会を機に、腕が鈍っている者同士集まって麻雀しようということになり、あまり趣味を持たない私としては、老後を迎えるにあたって楽しみが 1 つ増えて良かったなと思っています。

税理士としての私は、税理士開業当初に所属していた麴町支部から 2005 年に日本橋に事務所を移し、それ以来、日本橋支部にお世話になっています。その間、諸先輩を始め、クライアントの方々、事務所スタッフ、様々な方達や家族の支えがあり、おかげさまで無事に事務所を続けることができております。「ありがとうございます。」今後も、皆様に感謝しながら、より一層励んでまいりたいと考えております。

少し先走りますが、12 年後の 2026 年、次の年男(なんと還暦)の年は、再び丙午の年になります。そ

のときは、さすがに丙午の迷信の影響も弱まっているのではないかと思います。筆を置かせていただきます。



育児修行の旅

なか むら ゆめ
中村 夢

目の中に入れても痛くないというが、自分の子供というだけで無条件に可愛く思えるのだと思っていた。しかし私の場合、本当に可愛いなあと思えるようになったのは、ほんのつい最近のことである。長女を産んでから 5 年も経ってしまった。もちろん、今までも可愛いとは思っていたし、『うちの子が一番愛しいわ』という親バカな面も持っていたのだが、それ以上に「めんどくせえ、コイツ・・・」と思う機会が多すぎた。その理由は、彼女の反抗期が 2 歳から 5 歳までというロングランだったことに他ならない。

娘は誰に似たのかサディスティックなところがあり、他人(主に私)を自分に従わせることで愛情を確かめるといふ面倒な性格の持ち主だ。そして喜怒哀楽の「怒」が異常に強い。悲しくても怒るし、恥ずかしいときや甘えたいときも怒りで表現する。

例えば、お菓子を買って欲しいとする。自分の子供時代を思い返すと「お母さん、お菓子買って。ねえいいでしょう」と甘えて頼んでいたはずだ。相手に「しょうがないなあ、もう」と思ったらしめたものだ。ところが我が娘の場合、こうだ。

「ねえ、お菓子買ってよ! 買ってくれないとママのことぶち壊すよ! いいの?!」

「買ってくれないとママのケータイ折るよ!」

と、のっけから畳み掛けるように脅してくる。それでもこちらがひるまないと、

「ママのこと穴に埋めてレンガでフタするよ!」

・・・もはや脅迫の域に達している。そんなことをされたら死んでしまうではないか。頼み事がある度にこのようからんでくるので、イヤイヤ期のことをヤクザ期と呼び、娘のことを陰でヤーさんと呼んでいた時期もあったくらいだ。

時にはなだめ、時には言う通りにしてやり、時にはブチ切れながらこのヤクザ期をやり過ごしてきたのだが、やはり一人目育児は不安がつきもの。

なぜこんなキレやすいのか。育て方が悪かったのか、愛情の注ぎ方が足りないのか、なぜ、なぜ・・・と自問自答の日々が続く。保育園ではイイコな娘なのに、家に帰るとヤクザに変貌するので保育園でのストレスが原因なのではと本当に心配した。

私にはもう一人子供がいて、娘より3歳下の男の子。大きくなるにつれ分かってきたことだが、息子は娘とは性格が違い、よく笑う大らかな単純ボーイ。失敗してもケラケラ笑っていたり、「ママ～」と甘えてきたりすると、こちらも安心するものだ。同じ親が同じ環境で同じように育てたのに、返ってくる反応が全く違う。この事実には精神的にかなり救われた。「なーんだ、育て方じゃなくて生まれ持った性格の差だったのね」ということが立証されたからである。それからは娘に向き合うのもなんだか楽になり、ヤクザ発作が起きても、「はは、怒ってる怒ってる」くらいの軽い気持ちで見守れるようになってきた。

一人目の子は何故こんなに育てにくく感じるのだろうと、三人の子を持つ同級生に相談したことがある。すると彼女はこう答えた。

「そりゃあ、育て方が下手くそだから子供もイライラしてるんだよ。二人目が大らかなのは、ママが育児慣れしている分ストレスが無いんじゃない。」これには納得してしまった。イマイチ出の悪い乳を吸わされ、下手な抱っこに夜通し泣きながら付き合ひ、親としての準備ができていない私に子育ての方法を一から教えてくれたのは娘の方だったではないか。娘は育児修行の先生だったのだ。産まれながらに背負ってしまった第一子の宿命。そう思ったら、なんだか娘のわがままもヤクザな一面も可愛く愛しく思えてきたのである。

その後、保育園のクラスが進級し、弟も同じ保育園に通いだして、5歳の誕生日を迎える頃には娘のヤクザもピタッとおさまった。あんなに悩んでいたのがバカバカしく思えてくるほどだ。子育ては展開が読めないから面白い。こうして、私の育児修行の旅はまだまだ続くのである。



税理士として

AGS税理法人 くわ た みつ あき 桑田 光章

あけましておめでとうございます。平成26年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

本年、「年男」という節目を迎えるにあたり、このような良い機会を頂戴いたしましたので、僭越ながら、改めてこれまでの日々を振り返るとともに、今後、自分がどのように社会に貢献していけるかを考えてみようと思います。

私がこの税務・会計の業界に身を置いてから、11年の年月が経とうとしています。振り返ってみると、この11年、悪戦苦闘の毎日の中にたくさんの喜びがありました。

税理士という職業を選択した事に後悔がないことを改めて実感しています。

私がこの11年の中で、一番強く感じたこと、それは税理士という職業は、税務のプロとして、クライアントのTAXプランニングをたて、税金を正しく計算し、きちんと納税していただくことは重要な仕事であり、専門家としてあたりまえの姿であると思いますが、それよりも経営者が我々税理士に求めていることは、それだけというわけではなく、企業経営全般に関わる幅広い支援なのだという事です。

その経営者の良きパートナーのポジションに辿り着くまでには、日々の業務の中で、常にクライアントの事業に興味を持ち、会社を取り巻く様々な外部環境にもアンテナを立て、その中で多くの疑問を持ち、解決していくことで、その目指すところに近づき、そして自らの税理士としての幅も広がっていくのだと思っています。

単純に数字を追いかけるだけでなく、ビジネスの実態を理解することや、経営者の事業に懸ける思いを少しでも理解することも必要ですし、時には、会社にとって厳しい指摘をぶつけなければならない場面もあり、決して楽な職業ではありませんが、反面、経営者と喜びを共有できるという、非常に貴重で、他の職業では決してできない体験ができていると感じています。

逆に言うと、クラアiantの経営者様にとっては、自分のところの台所事情をさらけ出して見せている訳ですから、このくらいの熱意をもって接していなければ、それは失礼にあたりますし、信頼を得ることなど到底できないと思っています。

こうして仕事を通じ、様々な業種・規模の会社様、経営者様と接する機会を多く持てることは、確実に人間としての自分の成長にも繋がっていると思っています。

一方、プライベートでは、この11年という年月の中で、結婚し自分の家庭を持ち、娘も一人授かりました。現在も多忙な日々が続いておりますが、多少の余裕もでき、オンとオフをメリハリよく使い分け、家族との時間も充実しています。娘にとって誇れる父でいられるようにこちらでも悪戦苦闘しています。

そして娘が将来、職業選択の時期に差し掛かり、もし税理士を目指すという選択をした際には、胸を張って素晴らしいくやりがいのある職業だということをアドバイスし、背中を押してあげたいと思っています。

最後になりますが、私はまだまだ税理士として発展途上ではありますが、この職業に誇りを持ち、一人でも多くの経営者様の良きパートナーとなれるよう懸命に精進していこうと考えています。



宝くじに思う

はぎ ぐち よし はる
萩口 義治

宝くじは買わない。

そう思っているのだが、たまたま泡銭を手にする機会があり、2013年の年末ジャンボを買った。

宝くじを買うと、必ず、
7億円当たったら何に使うかと考えることになる。

むしろこの妄想をするために宝くじという当たらないくじを買っているのではないか。

抽選日が来ればほぼ間違いなく紙切れになるのだから、抽選日まで楽しんだ人の勝ちだ。

しかも何枚買っても同じように当たらないのだから、1枚だけ買って抽選日まで1か月間、絶えず妄想できるような人が最も宝くじ界の勝ち組だ。

しかし、いざ考え始めると何に使うのがよいのか、なかなか思いつかない。

家だ、車だ、旅行だ、お金を使おうと思えば何にでも使えるが、そういう使い方はしたくない。

日本橋の丸善に行ってみても「お金の稼ぎ方」について書いている本は数多くあるが、「お金の使い方」について書いている本は少ない。

「お金がほしい」、「お金持ちになりたい」と思っている人はたくさんいるが、
「無限にお金があるとしたらあなたは何をして、人生を過ごしますか」

この問いに、瞬時に回答できる人は少ない。

無限のお金が手に入ったときに、自分は今の仕事を続けるだろうか。

そもそも何かしらの仕事をするだろうか。

仕事をしないとしても、じゃあ、何をやるのか。

などということを考えていると、

そもそも自分は、何のために生きているのか。

という疑問に行きつく。

お金からの支配から解放されたときに、僕は一体何をしたいのだろうか。

そもそも、お金が無限にあるという生活は果たして幸せなのだろうか？などということまで考え出す。

お金を稼がなくてはならない状況にいて、あくせく働いている自分は、「お金をもっと稼ぎたい」と思っているのに、お金の心配をしなくてよくなったことを創造すると、「何をすればいいんだろう」となってしまう。

そんな私は、お金に支配された人生を生きているのではないか。

お金以外の目標がない自分に直面させられる。

おっと、そんな壮大な疑問を抱く前に、家のローンと、子供のミルク代を稼ぐために、今日も目先の仕事を終わらせなくては（汗）

今年一年、その問いに対する答えを探してみよう。

今年も皆さまにとって、よい年でありますように。

（そして私の年末ジャンボが当たっていることを祈願して（執筆 2013年12月4日）



12年間を振り返って

やまぐち たかし
山口 高志

新年あけましておめでとうございます。

早いもので、今年で3回目の年男を迎えることとなりました。

この12年間、大学を卒業して仕事に就き、ずっと濃密で慌ただしい時間を過ごしてきたような気がします。年男という良い機会なので、これまでの時間を振り返ってみたいと思います。

【平成14年～平成17年】

今から12年前の平成14年当時、私は監査法人トーマツに勤務し、会計人としてのキャリアを歩み始めたばかりでした。運よくIPOやM&Aを担当する部門に所属することができ、大変貴重な経験を積ませて頂きました。また、今振り返ってもトーマツの諸先輩方に教わったことは何事にも代えがたい貴重な教訓ばかりであり、トーマツで働くことができたのは、会計専門家としてだけでなく、自分自身の人生においても、非常に大きな幸運であったと思います。

「結婚」という大きなイベントを迎えたのも、長女が誕生したのも、トーマツ勤務中でした。

【平成17年～平成20年】

そんなトーマツを辞めたのが平成17年、今から9年前になります。不思議と家族の誰からも反対されず、すんなりと独立をして、自分の会計事務所を開きました。トーマツでも毎日深夜まで働きましたが、独立してからは、監査法人勤務時代には経験の少なかった法人税以外の税務についての相談も多くなりましたし、また、内部統制監査や四半期開示の導入など、上場企業を取り巻く環境が激変していたタイミングでもありましたので、より一層忙しい日々だったように思います。次女が生まれたにも関わらず、家に帰れない毎日でした。

独立時、まだ若かった私を顧問として迎え入れてくださった多くのお客様には、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。これからもお客様のために精一杯頑張っていきたいと思います。

【平成20年～平成24年】

日本橋の今の事務所に移転してきたのは、平成20

年です。スタッフも増え始めたころで、移ってきた時は5名ほどだったとおもいます。思えば、いつの間にか9名体制の事務所に成長することができました。スタッフは、連日の激務にも関わらず、全員モチベーションが高く、いつもプロ意識をもって真剣勝負で仕事に挑んでくれて、本当に頼もしく感じています。

この間、プライベートでは三女にも恵まれました。妻は私以上に大変な時期だったように思います。

【平成24年～平成25年】

平成24年には、監査法人を立ち上げました。

最近ではスタッフが増え、部下に仕事を任せることも多くなってきました。同時に、従来以上に品質の維持・向上に時間を使うようになり、相変わらずあまり家に帰れない日々が続いています。しかし、スタッフ達の指導に時間を割くことが多くなったということに事務所全体としての厚みが増してきていると感じながら、また、それについてきてくれるスタッフに恵まれているという幸運にやりがいと責任を感じながら、日々の業務にあたっております。

まだまだ小さな事務所ではありますが、諸先輩方にご指導、ご鞭撻を頂き、スタッフ達に支えられて、お客様のためにという気持ちを大切にしながら、真剣勝負の毎日を過ごしています。

【平成26年～将来】

今年は結婚10年目を迎えます。12年間、一緒に人生を歩んでくれている妻に心から「ありがとう」と言いたいと思います。

そして、次の12年間も、家族と、事務所の皆と、日々お付き合いして頂いている皆様とともにHAPPYな人生を送れるよう頑張っていきたいと思います。

H a p p y

各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

平成25年10月10日（木）10時30分～12時00分

I 審議事項

1. 平成25～26年度各種無料相談担当者募集の件
平成25年分所得税確定申告無料相談、並びに商工会議所及び日本橋法人会等税務相談への参加のお願いは例年どおりの募集とすることを承認可決した。
2. 確定申告無料相談に係る支部予算の支出の件
来年度の無料相談の国の負担額の減額に伴い支部負担額を昨年より164,430円増加することを承認可決した。
3. 補欠選挙に係る費用を予備費から支出する件
補欠選挙に係る費用を予算措置していなかったことに伴い、葉書代を予備費から支出することを承認可決した。

II 報告事項

1. 支部役員補欠選挙結果報告の件
2. 税の作文審査会（9/25）の件
3. 日本政策金融公庫との懇談会（9/27）の件
4. 署との定例連絡協議会（10/3）の件
5. 登録調査（10/7）の件
6. 確定申告無料相談連絡協議会（10/7）の件
7. 日本橋税務懇話会（10/8）の件
8. 第一ブロック支部連絡協議会（10/17）の件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成25年11月12日（火）10時30分～12時00分

I 審議事項

1. 新年賀詞交歓会の件
平成26年1月14日（火）にロイヤルパークホテルで開催するが、懇親会の会費は無料とすることを承認可決した。

II 報告事項

1. 第一ブロック支部連絡協議会（10/17）の件
2. 中央都税事務所との連絡協議会（10/30）の件
3. 登録調査（11/6）の件
4. 26年3月申告用「申告用確定申告の手引」配布の件
5. 忘年会（12月16日（月））の件

6. 事務局年末年始休業の件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

◎東京税理士会日本橋支部と日本橋税務署との定例連絡協議会、常会、懇親会

○平成25年10月3日（木）10時30分から東実健保会館で日本橋税務署との定例連絡協議会を開催した。（出席者65名）

日本橋支部からの質問・要望事項10件（うちe-Tax関係6件）があった。

○同日同所で13時00分から常会を開催した。

浅見支部長挨拶の後、4月以降の各部・各委員会報告、理事会報告がされた。（出席者69名）

○同日同所で17時15分から懇親会を開催した。

日本橋税務署幹部と支部会員との懇親会が開催された。（支部会員出席申込者62名） 以上

◎東京都中央都税事務所と東京税理士会日本橋支部並びに京橋支部との連絡協議会

○平成25年10月30日（水）16時00分から中央都税事務所6階会議室で連絡協議会を開催した。

質問・要望事項16件（うちeLTAX関係8件）があった。 以上

〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会と今後の予定》

日 時：平成25年10月3日（木）14:00～16:45

テーマ：所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及び誤りやすい事項

講 師：日本橋税務署 担当官

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成25年10月25日（金）13:30～16:30

テーマ：改革消費税の実務

講 師：税理士 熊王 征秀 氏

会 場：マツダホール（マツダ八重洲通りビル）

※ 京橋支部主催

日 時：平成25年11月6日（水）13:00～16:00

テーマ：年末調整説明会

講 師：日本橋税務署・中央区役所 担当官

会 場：日本橋公会堂

日 時：平成25年11月22日（金）13:30～15:30

- テーマ：1. 新ICカードの申請から受取確認まで
2. どこからでもできる電子申告
～パソコンの遠隔操作～

講師：税理士 安田 信彦氏

会場：日本橋支部事務局

日時：平成25年11月26日（火）13:30～16:00

テーマ：税理士のための賃貸不動産をめぐる税務と承継

「賃貸不動産の取得から相続まで、おさえておきたいポイント」

講師：税理士 竹内 春美氏

会場：財団法人日本教育会館一ツ橋ホール

※ 第一ブロック合同研修

日時：平成25年12月5日（木）13:30～16:30

テーマ：平成25年度資産課税の改正「小規模宅地の詳細解説を中心に」

講師：税理士 赤坂 光則氏

会場：綿商会館

日時：平成26年1月14日（火）15:30～17:00

テーマ：プロ野球、そして参議院議員12年

講師：野球解説者 江本 孟紀氏

会場：ロイヤルパークホテル

日時：平成26年2月3日（月）13:30～16:00（予定）

テーマ：25年分確定申告に当たっての留意事項

講師：日本橋税務署担当官

会場：日本橋公会堂

《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日時：平成25年10月11日（金）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成25年11月11日（月）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

日時：平成25年12月17日（火）17:30～19:30

会場：日本橋支部会議室

〔厚生部〕

〈野球部〉

平成25年10月から12月までの野球部の活動に関してご報告致します。

第116回支部対抗野球大会の3回戦敗退の鬱憤を晴らすべく、第一ブロックリーグの最終戦を下記の通り最終回大逆転サヨナラ勝ちで全勝優勝を果たしました。これで第一ブロックリーグは4連覇となりました。

10月9日 第一ブロック 最終戦 勝

麹 町	3	1	0	1	1	計6
日本橋	0	0	1	0	6X	計7

今シーズンの試合は、これが最後となりました。

その他の活動は、次の通りです。

11月1日～5日 グアム優勝旅行



総勢24名で行って参りました。ときどきスコールが降りましたが、おおむね天気は良好でした。ゴルフ、イルカウォッチング、なまこウォッチング？、バナナボート、ショッピングなどで思いっきり楽しむことができました。皆様からのご寄付の一部を有効に使わせて頂きました。本当に感謝致します。

11月26日 練習 浜町グラウンド（12名参加）

12月11日 納会 大江戸温泉物語 お台場（25名参加）

12月17日 練習 浜町グラウンド（13名参加）

〈囲碁部〉

10月17日（木）秋季日本橋支部囲碁大会が8名の参加を得て、当支部会議室において開催されました。各会員においては、大変お忙しい中での開催のため、参加者が少なかったのは残念でした。対戦は4回戦とし、各人の棋力に応じて定めた段位をもとに対戦相手によりハンディをつけて勝敗を争いました。短期決戦感覚派あり、長期思考石橋叩き派あり、碁盤がひっくり返りまじき熱戦が繰り広げられました。結果は、次のとおりです。

優勝 大久保速雄 四段

準優勝 鈴木 久衛 二段

一位 原口 義弘 五段

今年の春季大会は3月27日（木）を予定しています。素晴らしい賞品も予定していますので、ぜひご参加下さるようお願いしています。

平成26年前半期の日程は、次のとおりです。

京橋支部との親善囲碁大会 1月18日（土）

春季支部囲碁大会 3月27日(木)

プロ棋士指導会 4月10日(木)

月例会 2/6、5/8、6/26 いずれも木曜日

場所：いずれも当支部会議室です。

〈ボーリング部〉

支部ボーリング大会の御報告

去る11月20日(水)品川プリンスホテル、ボーリングセンターにて支部会員、所員、家族総勢39名と日本橋税務署の職員の方々にも多数お集まり頂き毎年恒例のボーリング大会を行いました。

ゲームは会員男性の部、女性の部、職員男性の部の各個人戦と10チームによる団体戦で競われ上位入賞者、入賞チームは次のとおりです。上位入賞者の皆さまおめでとうございます。

スコアカードのご記入や成績発表会場までの移動など、参加者の皆さまには様々な御協力を頂き無事に大会を運営する事が出来ました。来年もまた是非ご参加下さい。

【会員男性の部】		【女性の部】	
優勝	猪股 正明	優勝	榎本 久美子
準優勝	引地 栄二	準優勝	中島 三枝子
第三位	三ヶ尻忠敬	第三位	小瀬 すず子
【職員の部】		【団体戦】	
優勝	山重大二郎	優勝	猪股・木下事務所
準優勝	高松 秀成	準優勝	佐々木・青木・増田・井上事務所
第三位	山科 友宏		
【ハイゲーム賞】	猪股 正明	第三位	藤山・若狭・三ヶ尻・清水事務所



いよいよ 始球式！



ターキー達成!! 浅見支部長

〈ゴルフ部〉

平成25年10月2日(水)に第290回T.N.G.会を常陽カントリークラブ、平成25年11月13日(水)に第291回T.N.G.会を藤ヶ谷カントリークラブにて開催しました。それぞれ成績等は下記の通りです。また、10月25日(金)に東京税理士会第17

回支部対抗ゴルフ大会が取手国際ゴルフ倶楽部で行われまして、日本橋支部は第4位となりました。

(成績) 常陽カントリークラブ 参加24名

	氏 名	グロス	ハンディ	ネット
優勝	阿部 慎史	90	24	66
二位	引地 栄二	104	35	69
三位	湯本 康弘	90	20	70
ベストグロス	鳴海 悠祐	84		

(成績) 藤ヶ谷カントリークラブ 参加23名

	氏 名	グロス	ハンディ	ネット
優勝	結城 昌史	102	28	74
二位	森 一郎	80	4	76
三位	田村慎太郎	106	29	77
ベストグロス	森 一郎	80		

〈歌舞音曲(カラオケ)同好会〉

カラオケ部は毎月練習会を実施しています。参加費は2千円。甘酒横丁の個人でお持ちのカラオケボックスをお借りしての楽しい月例会です。

恒例の発表会は毎年10月に実施しています。今年は29回発表会を予定しています。歌うのがお好きな方、事務局までお申し出下さい。

〈テニス部〉

10月2日(火) 有明テニスの森庭球場で秋季東京税理士会テニス大会が開催される予定でしたが、あいにくの雨となり8日へと順延されました。しかしながら8日は参加者が揃わずデフォとなりました。

10月29日(火) 品川プリンスホテル内の高輪テニスセンターで練習会を開催しました。11月に開催される団体戦に向けてコンビネーションの練習を行うと共に新人女性2名を向かって基本練習も行いました。

11月7日(木) 有明テニスの森庭球場で東京税理士会支部対抗テニス大会が開催される予定でしたが、秋季大会同様雨となり14日(木)へと順延となりました。順延となった14日はメンバー全員揃うことが出来ず本来男子ダブルス2チーム、混合ダブルス1チームの合計3チームで対戦を行いますが、日本橋支部は男子ダブルス1チーム、混合ダブルス1チームで対戦を行いました。参加者は、佐々木 則司会員、福田 修一会員、岩川由美子会員、青木 久直会員の4名です。本戦トーナメントでは、1回戦は不戦勝で2回戦へと進み、2回戦では葛飾支部と対戦し2-0で勝ち

ました。3回戦では強豪の神田支部と対戦し1-2で負けてしまいました。

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練習会を行っております。練習内容はプロの松岡コーチ指導のもと初心者からベテランまでレベルにあった練習が楽しく出来ます。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は、是非支部事務局まで連絡下さい。

〔綱紀監察部〕

1 次の会議が開催されました。

平成25年度綱紀監察合同会議

日時 平成25年12月13日(金) 14:00より

場所 東京税理士会館

- 議題 (1) 本会綱紀部からの報告
(2) 本会業務侵害監察部からの報告
(3) 東京国税局の方針
(4) 東京国税局からの報告
(5) 支部からの提言等
(6) その他

2 「税理士証票」及び「会員章(バッジ)」の所持確認

平成26年2月4日(火) 午前10時から午後4時まで支部会議室において、平成25年度の所持確認を実施いたします。

対象者は、平成25年2月実施時に点検を受けていない会員です。本人に案内を送付します。

〔税務支援対策部〕

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成25年実施日	会 場	担当税理士
10月2日(水)	法人会事務局	野村 幸広
10月16日(水)	〃	橋本 友樹
11月13日(水)	〃	伊藤 孝
11月27日(水)	〃	鈴木 久衛
12月4日(水)	〃	渡辺 春樹

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成25年実施日	会 場	担当税理士
10月11日(金)	中小企業相談センター	安藤 孝夫
11月1日(金)	〃	畑 芳広
11月22日(金)	〃	永島 嘉治
12月13日(金)	〃	河野 拓

《税を考える週間税の無料相談》 11月11日(月)

・三越前駅地下通路(担当税理士)

増田 和弘、岩川由美子、宮原 裕徳
高山 秀三、河野 拓、湯本 康弘
山崎 健、鈴木 久衛、畑 芳広
岩村 仁志

・日本橋プラザ入口(担当税理士)

濱川 久子、佐野 典子

以上の先生方にご協力いただき59件の相談が寄せられました。

上記の他、

○日本橋税務署からの依頼分

新規開業等の青色申告者に対する記帳指導を下記の先生方をお願いしております。

(担当税理士) 岩川由美子、河野 拓
佐野 典子、林 孝子、久野 二実

《支部無料税務相談》

平成25年実施日	会 場	担当税理士
10月10日(水)	支部事務局会議室	渡辺 春樹
11月13日(水)	〃	橋本 友樹
12月11日(水)	〃	岩川 辰也

〔法対策委員会〕

11月8日 本会法対策委員会からの意見聴取のあった統一課題

【マイナンバー制度と税理士業務について】、【消費税増税について】

の意見取り纏めのため法対策委員会を開催し検討した。出席委員6名。

上記の検討結果を11月11日、本会に送信した。

〔情報システム委員会〕

平成25年10月10日(木)

情報システム委員会を開催した。

①日本橋税務署との電子申告推進協議会での「e-Taxの利用勧奨にあたってのお願い」により、税務署からの「サポート依頼」会員への対応を協議した。

②情報システム委員欠員補充で増淵俊介会員が

就任した。

平成25年10月18日（金）

電子証明書の未取得者会員への、積極的な取得のお願いを毎月の配付物で周知した。

平成25年11月22日（金）

研修部と共催で次の研修会を開催した。

テーマ：1. 新ICカードの申請から受領確認まで。

2. どこからでもできる電子申告

講師：安田信彦 会員



電子申告推進委員が行く！

日本橋支部の会員の皆様に電子申告をしている会員の利用状況を見学させていただいて使い方や便利な点を報告したいと思います。

濱川電子申告推進委員：

こんにちは！

浅見先生は電子申告をしていらっしゃるとお聞きしました。電子申告をはじめたのはいつ頃ですか？

浅見支部長：

平成19年1月からですね。もう電子申告を始めて6年になりますね。

濱川電子申告推進委員：

そうですね、随分早く始められたのですね。最初に始めた税目は何ですか？

浅見支部長：

法定調書合計表を出したのが最初です。その後自分の確定申告書を出しました。

心配だったので、最初は自分の申告で試してみました。

濱川電子申告推進委員：

そうですね始める前は、不安ですよ。

導入にあたって注意された事とかありますか？

浅見支部長：

電子送信が誤って送られないかを心配しましたが、杞憂でした。

国が作ったシステムなので、信頼して大丈夫でした。

濱川電子申告推進委員：

導入してみて、導入前と税理士業務他 日常業務に変化はありましたか？

変わった事を教えて下さい

浅見支部長：

電子申告導入前は、申告書を郵送で送っていましたが、控えが戻るまでタイムラグがありました。電子申告導入後は送信と同時に提出確認のメールが届きますのですぐにお客様に申告控えをお返しすることができるようになりました。もちろん請求書も一緒に送ります（笑）

電子申告は、もちろん全部自分で電子送信していますよ。

最初の設定は、業者にさせていただきましたが、日々の電子申告業務は私でもできます。

濱川電子申告推進委員：

確かにリアルタイムで申告の受領通知が来るのが便利ですね。

現在の利用状況を教えて下さい、（利用税目、年末調整、届け出書など）

浅見支部長：

国税では、届け出書関係、法定調書、法人税、所得税、消費税、贈与税で利用しています。

地方税では、法人市民税、事業税、償却資産税と事業所税で利用しています。

今後は、eLtaxで給与支払い報告書の電子申告にも取組む予定です。

濱川電子申告推進委員：

浅見支部長ありがとうございました。とても参考になりました。最後に未だ電子申告を初めていない会員に一言お願いします

浅見支部長：

習うより慣れろ！です。

コンピュータの操作に不安でも、電子申告は難しくはありませんし、業務効率化に役立ちますので、ぜひ電子申告を始めて下さい

濱川電子申告推進委員：

浅見支部長ありがとうございました。
コンピュータは苦手そう（すみません…）にお見受けしましたが、早くから電子申告を始められ、かつe-Tax、eLtaxをフル活用されていたのじゃって驚きました。

日本橋支部電子申告推進委員は、支部会員の皆様の電子申告の導入を支援させていただきま
すので、「導入してみたいが不安だ」「何から始めて良いか分からない」など、支部まで気軽
にご相談ください。

支部会員異動のお知らせ

平成25年10月16日～
平成25年11月15日

〈入会〉

10月23日 キムラ ヒデユキ 木村 英幸 〒103-0002
日本橋馬喰町1-1-2
ゼニットビル
税理士法人おおたか
電話 5640-6450

10月23日 コイズミ アヤノ 小泉 文乃 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1858

10月23日 ナカタニ カズノリ 中谷 和規 同 上
10月23日 ミヤモト スグル 宮本 傑 同 上

〈転入〉

江東東支部より
10月24日 マチダ アキヒロ 町田 明彦 〒103-0004
東日本橋3-5-3-1003号
日本橋ヴォアール

〈事務所住所変更〉

ヤマモト リョウイチ 山本 良一 〒103-0027
日本橋3-9-12
第6中央ビル7階

ヒラサワ カンジ 平澤 幹司 〒103-0023
日本橋本町4-11-8
日本橋本町RSビル201

イシジマ シロウ 石島 慎二郎 〒103-0021
日本橋本石町4-5-12
友泉本石町ビル

イシジマ ヨウイチ 石島 洋一 同 上

〈転出〉

タカハシ カズトシ 高橋 和敏 京橋支部へ
エガワ アキコ 江川 暁子 中野支部へ
ナカムラ タダマサ 仲村 匡正 麹町支部へ
ヒラサワ アキヒロ 平澤 昭洋 練馬東支部へ

〈退会〉

ホシノ シンゴ 星野 真吾 関信越会へ
モリオカ タカシ 盛岡 崇 千葉県会へ

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

イシハラ カヅヨシ 石原 一嘉 昭和4年8月16日生まれ 84歳
平成25年10月19日死 亡

ツヅキ リュウヤ 都築 隆也 昭和8年6月13日生まれ 80歳
平成25年10月28日死 亡

編 集 後 記

新年、おめでとうございます。

何とか、新年号を年明け早々にお届けすることが出来ました。これも、偏に、締め切りまでに原稿を仕上げて下さった各先生、原稿集めと校正に、いろいろと尽力して頂いた広報部の各面々をはじめ皆様のお陰と存じます。

これから、我々税理士によっては正念場の季節を迎えます。

会員及び事務所職員の皆様には、ご自愛の上、さらなるご活躍を祈念致します。

お忙しい中ではありますが、各先生にお願いがござ
います。研究論文または随筆を支部事務局にお寄
せ下さい。内容は、各先生にお任せ致します。締め
切りに合わせ掲載させて頂きたいと存じます。

今後も「にほんばし」をよろしくお願い致します。

〈編集委員〉 福岡敏郎、佐野典子、鈴木 寛
岩川由美子、江間政芳、増淵俊介、
増田和弘

中央都税事務所からのお知らせ

～23 区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成26年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
申告期限	平成26年1月31日(金)

詳しくは、「申告の手引き」または主税局ホームページをご覧ください。資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

【電子申告についてのお問い合わせ先】

eLTAX (地方税ポータルシステム)

ホームページ <http://www.eltax.jp/>



エルタックス
ハイシンコク

検索

クリック



ヘルプデスク ☎ 0570-081459 (IP 電話・PHS から: ☎ 045-759-3931)

※ 午前8時30分から午後9時00分まで(土日祝祭日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

【お問い合わせ先】資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係

～23 区内に土地をお持ちの方へ～

住宅用地の申告はお済みですか?(23区内)

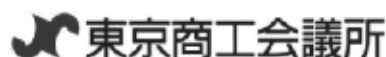
～住宅用地は、固定資産税・都市計画税が軽減されます～



住宅用地とは	住宅の敷地として利用されている土地
申告が必要な場合	○ 住宅を新築・増築した場合 ○ 住宅の全部または一部を取り壊した場合 ○ 住宅を建て替える場合 ○ 家屋の全部または一部の用途(利用状況)を変更した場合 ○ 土地の用途(利用状況)を変更した場合 ○ 住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合
申告方法	「固定資産税の住宅用地等申告書」等に必要事項をご記入のうえ、土地が所在する区にある都税事務所の土地係に提出してください。
申告期限	平成26年1月31日(金)

【お問い合わせ先】土地が所在する区にある都税事務所の土地係

中央都税事務所 03-3553-2151(代表)



小規模事業者向け融資制度

マル経融資のご案内

無担保、無保証人、低利の国の融資制度・・・マル経融資の特色

- ・商工会議所の経営指導を通じて融資の推せんを行います。
- ・安心して借入ができる国（日本政策金融公庫）の融資制度です。
- ・担保も保証人も要りません。信用保証協会の保証も不要です。



融資対象

- ・アルバイトを除く従業員 20 名以下（商業・サービス業は 5 名以下）の法人・個人事業主の方
- ・最近 1 年以上、東京 23 区内で事業を行っている方
- ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ・税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している方

融資限度額

1, 500 万円

返済期間

運転資金 7 年以内
設備資金 10 年以内

担保・保証人

不要（信用保証協会の保証も不要）

融資利率

年 1.60%（平成 25 年 10 月 9 日現在）
中央区は利子補助制度があります。
（支払利子 30%、最長 3 年間の補助）

（注）審査の結果、ご希望に添えないこともあります。

※融資限度額・返済期間の取り扱いは、

平成 26 年 3 月 31 日まで（日本政策金融公庫受付分）となります。

※東商・会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部 電話:3538-1811

資金用途

●運転資金

- ・給与・ボーナスの支払
- ・諸経費の支払 等

●設備資金

- ・パソコン・プリンタ・
- 会計ソフトの入れ替え
- ・事務所移転 等

使いみちはいろいろ

経営に関するお悩み承ります
弁護士による無料法律相談
毎月第 3 火曜日 午後 1 時～4 時
要予約・電話にてご予約ください

顧問料の集金なら口座振替！ 税理士協同組合の 報酬自動支払制度

e-NETの集金支援システム 特許取得！

<特許第 5117097 号>

毎月の請求業務から開放
事務負担の軽減に効果大！

関与先 1 件から
利用できます。

税理士報酬専門の口座振替による自動集金システムです。
e-NET(オンライン型)とPOST(郵送型)の2つの方式から選べます。

税理士協同組合事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス
☎0120-155-551

報酬自動支払制度 検索

〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

ちゃんと応える 医療保険

NEW
ちゃんと応える医療保険EVER

入院給付金日額5,000円 保険期間：終身

通院ありプラン	疾病入院給付金 災害入院給付金	日帰り入院から 入院5日目まで 一律5日分	2.5万円
		入院6日目以降 1日につき	5,000円
	手術 給付金	がんに対する開腹・ 開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など 1回につき	20万円
		入院あり(重大手術を除く) 1回につき	5万円
	放射線治療 給付金	入院なし(重大手術を除く) 1回につき	2.5万円
		1回につき	5万円
通院なしプラン	疾病通院給付金 災害通院給付金		1日につき 3,000円

商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

引受保険会社/アフラック 首都圏 総合支社 TEL.03-3344-1580
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエストビル17階 AF271-2013-0237 10月3日(151003)

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行

☎0120-922-752

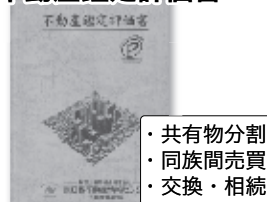
URL <http://www.nichizei.com/khd/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



東税協の出資を受け、おかげさまで 30 周年！ 各種資料が好評です。

不動産鑑定評価書



- ・共有物分割
- ・同族間売買
- ・交換・相続

広大地評価用図面



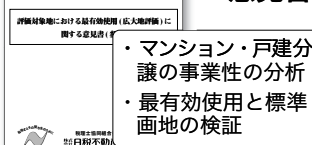
- ・戸建開発プラン
- ・公共公益用地の負担の有無

かげ地図



かげ地割合の算出

広大地評価適用の判断用 意見書



- ・マンション・戸建分譲の事業性の分析
- ・最有効使用と標準画地の検証

売却・購入の仲介

相続対策

権利調整

調査・価格査定

収益物件

有効活用

案件成約の場合、関与先から頂く仲介料の20%を紹介料として謹呈！

税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



■全国税理士共栄会
会員・準会員の皆さまへ

安心療養サポート (団体所得補償保険)

団体30%
割引適用

病気やケガで働けなくなった時、収入を維持していくための保険です。
入院だけでなく、医師の指示に基づく自宅療養による就業不能時も補償します。

- 最長1年間補償タイプ、最長2年間補償タイプ
- 無事故の場合、保険料の20%返れい(中途脱退の場合、返れい金はありません。)
- うつ病などメンタルに関する電話無料相談サービス付

生涯収入プロテクション (団体長期障害所得補償保険)

- 病気やケガで働けなくなったとき、最長70歳までの収入を補償する制度です。
- 医師の指示に基づく自宅療養・一部復職時も補償されます。
- 精神障害の一部も補償します。

新・団体医療保険

- 病気・ケガでの入院補償(120日限度)＋手術保険金
- 先進医療等費用補償特約など、オプションも充実しています。

■東京税理士協同組合 組合員の
先生・事務所勤務の皆さま専用

自動車保険・火災保険



このチラシは概要を説明したものです。ご加入を検討するにあたっては、
「商品パンフレット」に契約のしおり等によって詳しい内容を必ずご確認ください。

引受保険会社/株式会社損保ジャパン 営業開発第二部 第二課
〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3 TEL.03-3593-6453 SJ13-02008 2013/5/24

お問い合わせ先 ■全税共・東京税理士協同組合指定代理店

株式会社 日税サービス

TEL 03-5323-2111

URL <http://www.nichizei-net.com>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



病気やケガで仕事に就けない、収入がない…。
そんなときの収入と入院医療費を手厚く補償！

団体所得補償保険 新・団体医療保険

(医療保険基本特約・疾病保険特約 セット団体総合保険)

所得補償保険に医療保険がプラスオン

月額最高200万円を最長1年間補償！

団体所得補償保険

特長(税理士の場合)

- ①保険料は30%の団体割引最高料率を適用
- ②無事故戻しは払込保険料の20%
- ③病気でもケガでも幅広く補償
- ④入院だけでなく医師の指示による自宅療養でも補償(要診断書)
- ⑤月額最高200万円を補償
- ⑥新規加入は79歳、継続加入は84歳まで加入OK
- ⑦地震・噴火またはこれらによる津波などの天災でも補償
- ⑧死亡時には50万円を限度に葬祭費用の実費を補償
- ⑨加入は簡単、医師の診査は不要！(注1)

(注1) 告知内容・過去の疾病歴等により、条件付きのご加入となる場合やご加入にならない場合があります。

(注2) 日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合などのことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

入院1日目から補償、日帰り(注2)入院もOK！

新・団体医療保険

特長(税理士の場合)

- ①保険料は30%の団体割引最高料率を適用
- ②病気でもケガでも幅広く補償
- ③入院1日目から補償！日帰り入院(注2)も補償
- ④必要な補償だけをセット(入院・手術補償に限定)
- ⑤新規・継続とも79歳まで加入OK
- ⑥1入院最高120日を補償！(通算で1,000日まで補償)
- ⑦補償は2コース！日額1万円と5千円
- ⑧地震・噴火またはこれらによる津波などの天災による入院も補償
- ⑨加入は簡単、医師の診査は不要！(注1)

「団体所得補償保険」「新・団体医療保険」とも、それぞれ単独でも加入できます！

お申し込み・お問い合わせ先 **(株)日税サービス** TEL.03(5323)2111 FAX.03(5323)2123
新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル9階

引受保険会社 (株)損害保険ジャパン SJ10-13718(2011/03/24)

東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館2階 TEL. 03(5363)2011(代)



■日本橋プラザ前



■無料税務相談(日本橋三越地下1階前、地下道通路)



■日本橋税務署長を囲んで
(日本橋三越地下1階前、地下道通路)



■無料税務相談(日本橋プラザ前)

税
を
考
え
る
週
間

(11月11日)



■11月14日 「新入会員説明会」
浅見支部長を囲んで(日本橋支部にて)



■浅見支部長の始球式
(品川プリンスホテルにて)

ボウ
リ
ン
グ
大
会

(11月20日)



■終了後の懇親会